

市立病院検討特別委員会 中間報告（平成27年12月 4日）

本、市立病院検討特別委員会は、平成7年の阪神淡路大震災以降老朽化した2病院の建て替えの検討を契機に、「市立病院建設検討特別委員会」として、「市立2病院の今後のあり方と建て替え等に関する方針を検討するため」平成13年12月に設置され、以来、約14年間、75回にわたり市・執行部と精力的に協議・検討を行ってまいりました。

これまで、検討の節目節目でその進捗状況を報告させていただいておりますが、この度、紆余曲折を経て、いよいよ新病院建設が開始されましたので、少々お時間をいただき、改めて経過を報告させていただきます。

平成15年9月、本特別委員会において「新病院については、移転して建て替えすること」が全会一致で決定されました。

平成20年11月には前川井市長より「紙敷土地区画整理事業地内保留地66街区」を新病院建設予定地の候補として提案されました。

平成22年4月に紙敷への「建設総額250億円の新病院整備基本計画の是非を問う」と主張する市民団体から「新病院整備基本計画の賛否を問う住民投票条例の制定」を求める直接請求が提出されました。

そこで総務財務常任委員会において、本会議で意見陳述を行った参考人の方々に出席を求め審査が行われました。新病院建設に関しては市・執行部と議会が十分に検討を重ね、今後も建設計画を進めるべきとして、直接請求は否決され、本会議においても同様に否決されました。

平成23年4月には本郷谷市長が設置した市立病院建替計画検討委員会が、提案された現地建築案に対して「市立病院は現在と同規模程度の病床数を確保することを前提とすると、現地建替えは現実の問題として非常に困難であるとの結論に至った。また、提言として、5年を目処に建替えと活性化を図り、両病院の役割分担と協

力により市民への医療サービスの向上が求められる」という内容で答申書が提出されました。

同年6月には、市長より以上の答申書を尊重した建て替えに関する病院整備構想として8案が提案されました。

本特別委員会において協議を進めていく中で、市長自ら、構想案のうちの一つである市立病院を千駄堀に、東松戸病院を上本郷にそれぞれ移転建設するという案を推奨したい旨の発言がなされたことから、急遽この案の様々な疑問点について集中的に検討を行い、懸念される事項について質疑が行われましたが、全てが払拭されるものではありませんでした。

しかしながら、提案の市立病院を千駄堀へ移転建て替えすることについては、これ以上結論を先延ばしにはできないとの観点から基本的にこれを尊重しました。

議会としても平成20年9月定例会において本特別委員全員で提出した「市立病院の早期建設に関する決議」が、本会議において全会一致で可決されていることを尊重し、解決すべき最優先課題としてさらに検討を重ねることとしました。

また、同6月定例会では、平成23年度陳情第1号「松戸市立病院建替えに関する答申書を尊重し、早期に建設用地を確定し、市民参加で5年を目途に完成させることを求める陳情」が上程されました。

本特別委員会及び本会議ともに全会一致で採択すべきものと決定しました。

その後の12月定例会では、平成23年度陳情第12号「千駄堀地区への新市立病院建設反対の陳情」が上程されました。

当該陳情は、本特別委員会において継続審査となりました。

翌3月定例会には、平成23年度陳情第14号「紙敷地区への新市立病院建設の早期実現を求める陳情」が上程されました。

継続審査となっていた陳情第12号と共に、本特別委員会で審査しましたが、両陳情共に継続審査となりました。

平成24年9月定例会に「千駄堀地区での新病院建設を進めるた

め」の議案第26号および議案第27号の一般会計および病院事業会計の補正予算案が上程されました。

本特別委員会においては全会一致をもって、本会議では多数意見をもって可決されたことに伴い、陳情第12号および陳情第14号の2件はいずれも、一事不再議の原則により不採択すべきものとみなしました。

平成25年3月定例会には、新病院建設費の総額を約119億円とする病院事業会計予算案が提出されました。

本特別委員会の審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決し、本会議では、多数意見をもって原案のとおり可決しました。

その後の6月には本特別委員会に対し、「新病院建設事業の進捗状況」について説明がありました。

また8月には改めて本特別委員会に対し、「基本設計業務の進捗と経過」「公共工事設計労務単価等の事業変更案」「事業の進捗状況」についてそれぞれ説明がありました。

その中で東北の復興需要と景気回復に加え、消費税増税前の駆け込み需要による建設着工増加によって労務単価等の価格が高騰しており、新病院建設費に約17億円の増額が見込まれる旨の報告があり、質疑等が行われました。

翌9月の定例会には約17億円の増額を求める病院事業会計補正予算案が提出されました。

審査において全会一致をもって原案のとおり可決し、本会議では、多数意見をもって原案のとおり可決されました。

補正予算成立後の平成25年10月に業者選定のため設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式で公募しましたが、入札参加表明をしていた3社が「設定された上限価格を超過してしまう」などの理由から入札を辞退しました。

折からの震災復興に伴う建設事業の増大に加え、東京オリンピック・パラリンピック開催決定による建築資材の高騰や物価の上昇、建設労働者不足等社会情勢の変化が著しく従来の方法では事業者

を選定することは極めて難しい状況になってまいりました。

そこで上限価格は設定せず、建設価格が提案された後に予算化を図る方法に変更し再公募に臨み、「新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会」において最優秀提案者が決定し、契約に向け一歩前進したところです。

この決定を受け、平成26年10月臨時会が招集されました。

約57億円の増額を求め、「194億円を契約額とする」病院事業会計補正予算案が提出されました。

本特別委員会で審査の過程で、

- ・開院時の病床数は600床でスタートするのか。
- ・今回の補正予算は、新病院整備基本計画のどこに影響するのか。
- ・市民への説明責任をどう果たすのか。
- ・経営シミュレーションでの収支見込みは、これまでより収益を大きく見込んでいるようだが、どのように増やすつもりなのか。建設費が大幅に増加したが、財産の処分なども含め、どのように補填するのか。等の質疑があり、さらに討論では、
- ・プロポーザル審査委員会の決定は、技術的な点をしっかり精査していると考え賛成する。
- ・新病院整備基本計画での病床稼働率90%、7対1看護配置基準、開院時600床を遵守することを求め賛成する。
- ・あまりにも大幅な増額であり、もろ手を挙げて賛成はできないが、これ以上、病院建設問題を長引かせるわけにはいかない。附帯決議の提出も検討の上、賛成する。

等の討論があり、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定したところです。また、本会議においては、多数意見をもって原案のとおり可決されましたが、その後本補正予算に対し、

1. 遅滞なくスケジュール通りに開院させること。
2. 医師・看護師を含む職員確保に努め、開院後3年以内に病床数600、病床稼働率90%を必ず満たすこと。
3. 大幅な増額予算となったことを鑑み、少しでも支出を圧縮するために新たな財源確保策を講じ、これ以上の財政負担を抑えるこ

と。

4. 今後の2病院のあり方を十分に検討し、一般会計に頼ることがない病院会計を構築すること。

とする附帯決議が本特別委員会の多数の委員を提案者として提出され、多数意見をもって原案のとおり可決されました。

長くなりましたが、以上、新病院建設事業に関するこれまでの経過となります。

また、最後になりますが、新病院建設に係る事業費の予算化及び建設施工業者との契約締結により、「新病院の建設」に一定の目処がついたことから、「市立病院建設検討特別委員会」という本特別委員会の名称が市民の皆さんに誤解を招くのではと考えられたため、平成27年6月定例会において当初の名称から「建設」の文字を削り、「市立病院検討特別委員会」へ変更いたしております。

縷々、これまでの経過を申し上げましたが、去る11月25日には、新病院の建設施工業者である清水建設株式会社により起工式が執り行われ、平成29年12月開院に向けいよいよ動き出しました。

新病院建設については、これまで長い間関係機関の皆様をはじめ、多くの市民の皆様のご支援、ご協力の下、今日、建設の緒に就くことができました。市立病院検討特別委員会を代表いたしまして御礼を申し上げますと共に、引き続き「市立病院のあり方」の検討に取り組んでまいりますことを申し上げる次第です。

執行部におかれましては、48万市民の生命と健康を守るべく議会からの附帯決議等を遵守し、新病院建設を遅滞なく進めることはもとより、残る課題の解決に議会と共にまい進くださるようお願いし、市立病院検討特別委員長の報告といたします。